

新市建設計画

常総市まちづくり計画

改定版



平成26年3月変更

常総市

— 目次 —

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけと構成	2
3 計画の区域と範囲	2
4 計画の期間	2
第2章 常総市の概況	5
1 位置と地勢	4
2 常総市の現況	5
3 関連計画	8
第3章 合併の必要性和新市計画の課題	13
1 合併の必要性	11
2 新市建設に向けた主要課題	12
第4章 主要指標の見通し	19
1 総人口の推計	15
2 世帯数の推計	15
3 年齢別人口の推計	16
4 就業人口の推計	17
第5章 新市建設の基本方針	25
1 新市の将来像	19
2 新市建設の基本方針	20
3 地域別整備方針（土地利用構想）	22
第6章 新市の主要事業	33
1 新市建設の体系	26
2 分野別主要事業	27
(1) 都市基盤の整備	27
(2) 生活環境の整備	30
(3) 保健・医療・福祉の充実	42
(4) 教育・文化・スポーツ	35
(5) 産業・経済の振興	37
(6) コミュニティ・住民自治	40
(7) 行財政運営	42
第7章 公共的施設の統合整備	53
第8章 財政計画	57

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、水海道市、石下町の1市1町が、合併を通じて新しい市を建設していくための将来構想とそれを実現するために根幹となる事業の概要を示すものです。

合併後、この計画に基づく施策・事業を効果的に推進することで、新市の速やかな一体性の確立と地域の魅力を高めるまちづくり、さらに地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目指すものです。

2 計画の位置づけと構成

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づく様々な財政的支援措置を受けるための前提となる計画でもあります。

この計画は次の4つの項目から構成されています。

- ①新市建設の基本方針（将来構想）
- ②新市建設の根幹となる事業に関する事項（新市の主要事業）
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④財政計画

3 計画の区域と範囲

この計画の区域は、新市を対象とし、新市が実施主体となる施策・事業を計画の対象範囲とします。

また、広域的な視点からの配慮を十分行うものとし、県事業についても明示するとともに、計画的に誘導することの可能な施策・事業を含めた計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、合併の年度及びそれに続く20か年とします。

第 2 章

常総市の概況

第2章 常総市の概況

1 位置と地勢

常総市は茨城県の南西部，都心から55km圏内に位置しており，東はつくば市・つくばみらい市，西は坂東市，南は守谷市，北は八千代町・下妻市にそれぞれ接しています。

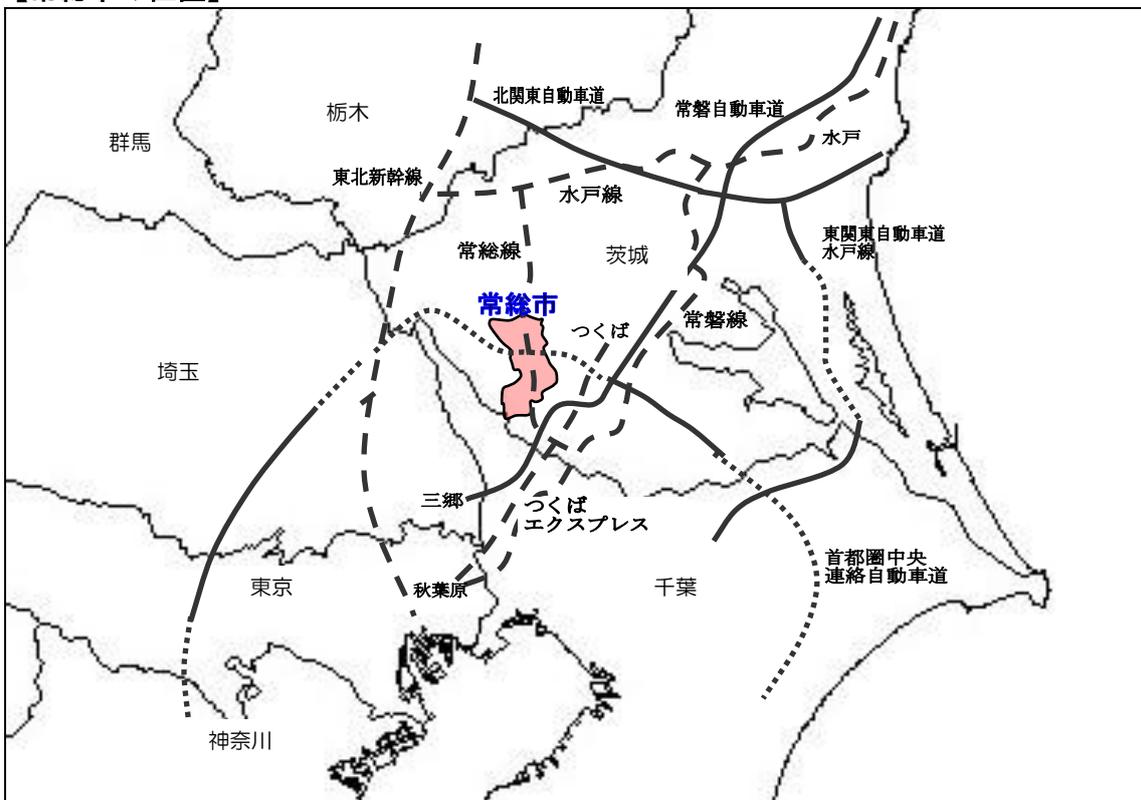
南北は約20km，東西は約10kmの広がりを持ち，面積は，123.52km²です。標高は約5～24mで，気候は，太平洋型の気候であり，四季を通じて穏やかです。

市のほぼ中央には一級河川の鬼怒川が流れており，東部の低地部は広大な水田地帯となっています。西部は丘陵地となっており，集落や畑地，平地林が広がっていますが，住宅団地や工業団地，ゴルフ場なども造成され，近郊整備地帯¹として都市機能の強化も図られています。

道路体系は，市を南北に縦断する国道294号，東西に横断する国道354号があり，周辺市町村と連絡する主要地方道や一般県道が整備されています。さらに，市のほぼ中央部には首都圏中央連絡自動車道と広域道路網の整備が進められています。

また，鉄道については，南北に関東鉄道常総線が走り，取手方面と下妻・筑西方面を結んでいます。

【常総市の位置】



¹近郊整備地帯：首都圏整備法に基づき国土交通省が指定している区域の一つ。ほかには既成市街地と都市開発区域がある。近郊整備地帯は，東京及び隣接する枢要な都市を含む既成市街地の周辺で，その無秩序な市街地化を防止するため，計画的に市街地を整備し，あわせて緑地を保全する必要がある区域とされている。

2 常総市の現況

常総市は、平成18年1月1日水海道市と石下町の合併により誕生しました。

この地域は、鬼怒川・小貝川等の河川と密接な関わりを持ち、河川沿岸の肥沃な土壌を生かした農業や水運等の産業を背景に発展してきました。水海道地区は、鬼怒川の舟運の要衝として発達し、地域の文化・経済の中心地としての役割を担ってきた地域であり、石下地区は、農業、畜産、織物業が盛んで、平将門、長塚節のゆかりの地としても知られる歴史・伝統のある地域として栄えてきました。

近年は、田園都市づくりと工業開発や住宅地開発に取り組み、首都圏における生活拠点及び住宅地供給の役割も担い、利便性の高い快適で安心して暮らせる都市づくりを目指しています。

◇人口

常総市の人口は、平成22年10月1日現在65,320人です。

水海道市は、緩やかに増加してきましたが、平成2年以降はほぼ横ばいとなっています。石下町については年々順調に増加してきましたが、平成7年以降は緩やかな増加となっています。しかし、全体として平成17年から平成22年にかけては減少傾向にあります。

人口の推移

単位：人

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
水海道市	36,679	38,820	40,435	41,715	42,340	42,683	42,015	41,867
石下町	18,473	19,220	20,374	21,532	22,004	23,346	24,230	24,669
計	55,152	58,040	60,809	63,247	64,344	66,029	66,245	66,536

区分	平成22年
常総市	65,320
計	65,320

資料：各年国勢調査

◇年齢別人口

平成22年国勢調査による年齢別人口では、常総市の年少人口は13.6%であり、茨城県平均の13.5%とほぼ同じ状況です。

生産年齢人口も、63.4%であり茨城県平均の64.0%とほぼ同じ状況となっています。

また、老年人口も23.0%であり、茨城県平均の22.5%とほぼ同じ状況になっており、県内44市町村のなかで17番目に高く中位に位置しています。

年齢別人口の状況

単位：人，%

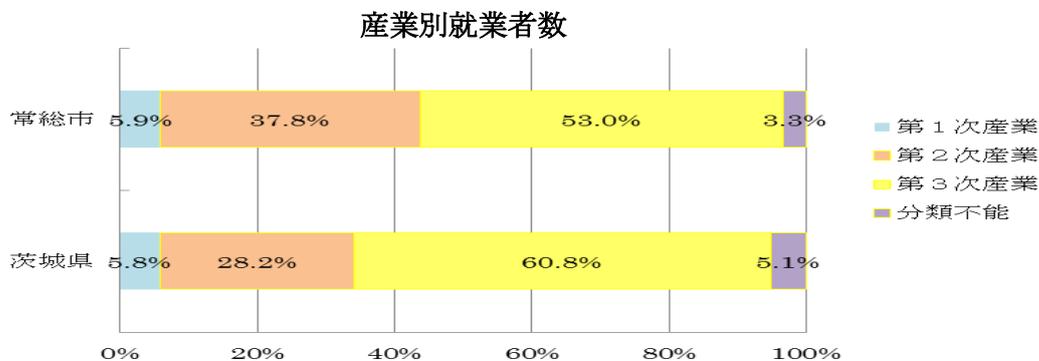
区分	総数	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
常総市	65,320	8,873	13.6	41,425	63.4	15,021	23.0
茨城県	2,969,770	399,638	13.5	1,891,701	64.0	665,065	22.5

資料：平成22年国勢調査

注：総数には年齢不詳を含む。年齢別割合は、総数から不詳を除いて算出。

◇就業人口

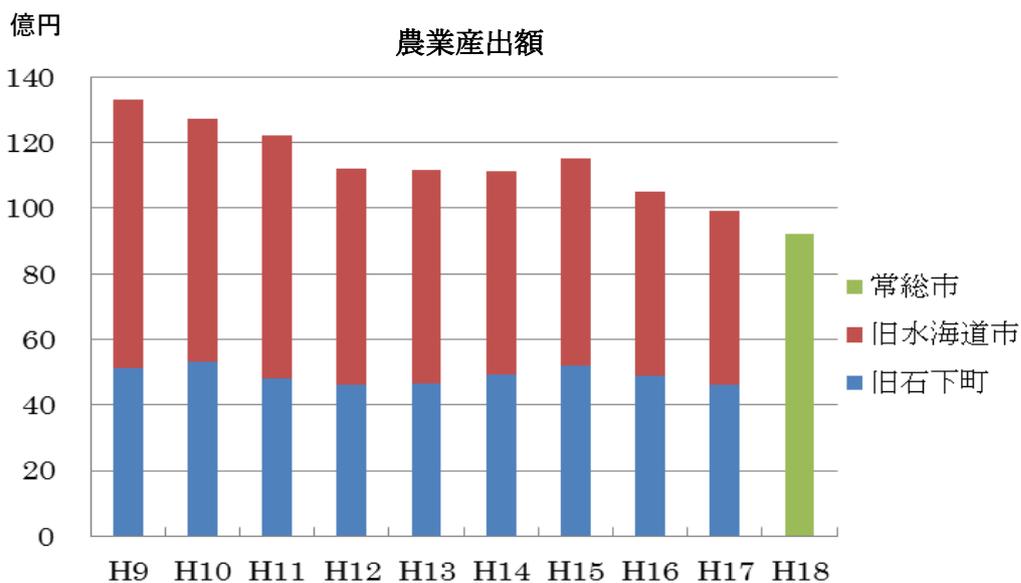
産業別人口の割合では第1次産業5.9%、第2次産業37.8%、第3次産業53.0%となっており、茨城県全体と比較すると、第1次産業はほぼ同じ割合ですが、第2次産業では9.6ポイント高く、第3次産業では7.8ポイント低くなっています。



資料：平成22年国勢調査

◇農業

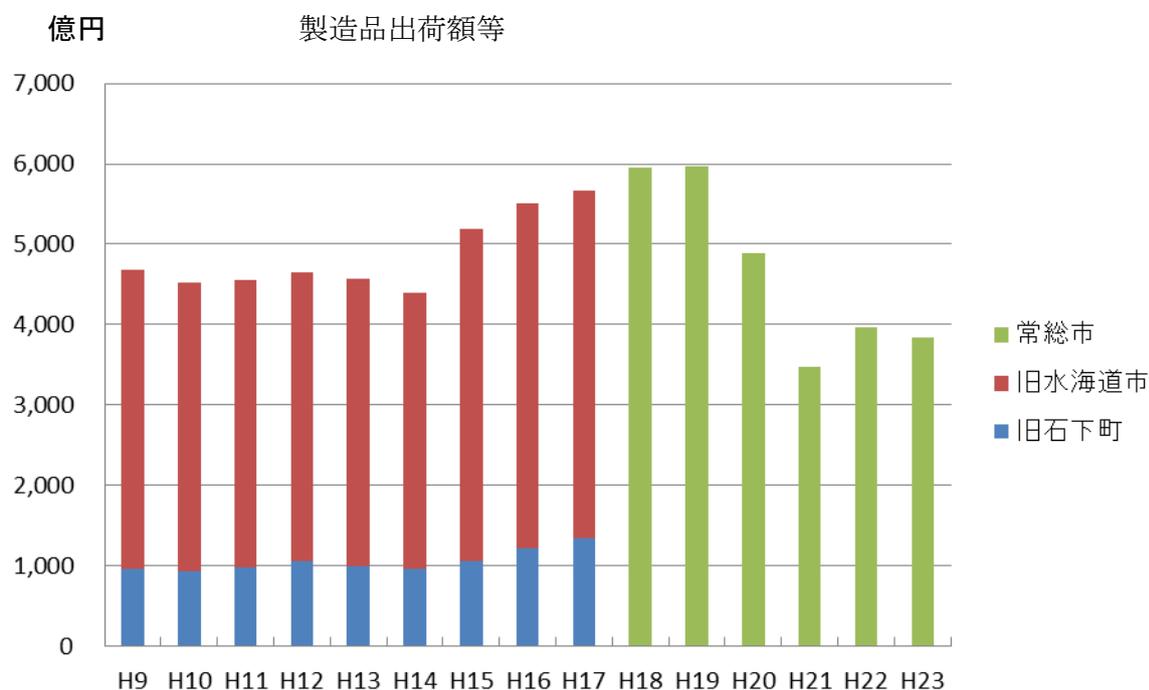
常総市では豊かな水と肥沃な大地に恵まれた環境をいかし、稲作や野菜の栽培などが盛んに行われています。



資料：市統計書、生産農業所得統計

◇工業

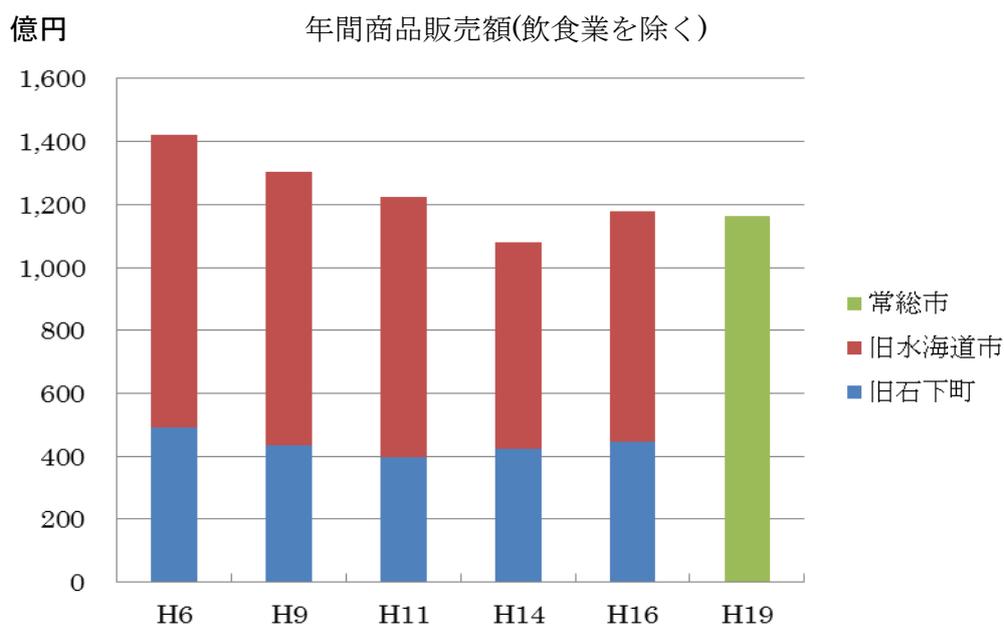
常総市には全域に事業所が点在していますが、製造品出荷額等は、順調に伸び平成19年には約5,976億円になりました。しかし、平成21年に約3,466億円に落ち込みましたが、平成22年には約3,962億円へと持ち直しました。



資料：市統計書，工業統計調査

◇商業

常総市は、十分な購買力人口を擁していますが、長期の景気低迷による消費の冷え込みや、近隣大型商業施設への購買流出が見られ、市内の卸売業・小売業の年間商品販売額は減少傾向となっていますが、平成16年度以降は、ほぼ横ばいです。



資料：市統計書，商業統計調査

3 関連計画

(1) 第5次首都圏基本計画

第5次首都圏基本計画²（平成11年度～27年度）の中で、当地域は、東京都市圏における近郊地域に位置づけられています。

近郊地域は、就業の場を強く東京中心部に依存した東京の通勤圏となっている地域であり、長時間通勤等の問題を解決するためには、この地域において業務、商業、文化、居住等の諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域の形成を推進する必要がありますとされています。

近郊地域には、環状方向に拠点都市群が形成されていますが、東京都市圏北部にある川越市・熊谷市・さいたま市・春日部市・越谷市・柏市・土浦市・つくば市・牛久市を中心とする地域は、都市機能集積の水準や拠点都市相互の連携が不十分であることが指摘されています。そこで、広域連携拠点³として重点的に育成・整備することが示されています。

当地域は、環状方向の拠点都市群である柏市と土浦市・つくば市・牛久市を中心とする地域に挟まれた位置にあります。また、常磐自動車道やつくばエクスプレスなど、都心からの放射状交通体系と隣接する位置にあります。

こうしたことから、国際性、科学技術関連の高度な集積を特色とした、業務核都市⁴を補完する役割や、豊かな自然をいかし、ゆとりと潤いのある職住近接型の居住環境づくりを推進する役割が期待されます。

(2) 茨城県総合計画

茨城県総合計画（改定）「いきいきいばらき生活大県プラン」は、平成23年度から平成27年度までの5年間における県政運営の指針となるものです。

常総市は、県西ゾーンと県南ゾーンに位置付けられています。県西ゾーンの地域づくりの方向としては、「日本を代表する大規模園芸産地づくり」、「広域交通ネットワークの形成を活かした新たな産業拠点づくりと地域産業の振興」、「安心で快適に暮らせる良好な生活環境づくり」、「歴史、文化や豊かな自然環境を活用した交流拠点づくり」、また、県南ゾーンとしては「科学技術の集積や広域交通ネットワークを活かした産業・研究拠点づくり」、「自然と都市が調和した住みよい魅力的な生活環境づくり」、「自然、歴史、科学などを活かした多彩な交流空間の形成」、「豊富な資源の活用による農業等の振興」を推進することが求められています。

²第5次首都圏基本計画：首都圏整備法に基づき策定されたもので、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の整備に関する基本的・総合的な計画策定された計画。平成11年3月に決定。

³広域連携拠点：第5次首都圏基本計画において計画された「分散型ネットワーク構造」（首都圏の各地域が拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携・交流を行う構造）を実現するために位置づけたもの。都市としての諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する業務核都市（土浦・つくば・牛久、柏、成田など）、関東北部・内陸西部地域の中核都市圏（水戸や宇都宮など）について、全国的、首都圏全域にわたる広域的な機能を担い連携・交流の要となる「広域連携拠点」としてその育成・整備を図ることとされている。

⁴業務核都市：1985年の国土庁「首都改造計画」において、東京都心部への一極依存構造に代わり、多核多圏域型の地域構造を形成するための圏域として構想された「自立都市圏」の核として位置づけられた都市。多極分散型国土形成促進法に基づき、業務施設集積の受け皿となる業務核都市として承認されると、その中核的施設については、税制面や融資などにおいて優遇措置が受けられる。

(3) 常総地方広域市町村圏計画

常総地方広域市町村圏は、常総市を含む4市で構成されています。

平成20年3月に策定された第五次常総地方広域市町村圏計画では、圏域における将来像を「自然と文化が調和した活気あふれる圏域」とし、恵まれた自然環境を守りつつ、伝統文化の継承や新しい文化を築くことによりうるおいと活気に満ちた魅力ある圏域づくりを目指すこととしています。

第 3 章

合併の必要性和新市計画の課題

第3章 合併の必要性和新市計画の課題

1 合併の必要性

(1) 生活圏拡大への対応

1市1町は、交通網の整備の中で周辺市町村とのつながりを強めています。特に通勤通学では、東京都、千葉県及びつくば市との結びつきが強まっています。さらに、交通網の整備などにより買い物や余暇、医療などにおいても、生活行動が広域化しています。

こうした住民の日常生活行動の傾向を踏まえ、広域的な観点から共通する課題に対応した交通網整備などを進めることが必要となります。

(2) 地方分権への対応

地方分権は、福祉やまちづくりなど住民に最も身近な行政を市町村が行えるよう国の機関や県から市町村に権限を移譲することです。

地方分権が進み、国や県から市町村に権限が移譲されると、新たな事務の発生や専門的な行政判断を求められる機会が増大します。そのため、専門的な知識や資格を有する職員を確保するとともに、新たに育成するなど地方分権に対応する体制づくりが必要になります。

(3) 少子高齢社会への対応

少子高齢化は全国的な潮流であり、今後も早いペースで進むと予想されます。これに伴う高齢者福祉の需要増や生産年齢人口の減少による税収減など、新たな課題が浮上しています。

そのため、子供や高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世代にとっても魅力あるまちづくりなどを展開するためには、行政規模のメリットをいかした組織づくりや行財政基盤の強化を図る必要があります。

(4) 財政基盤の強化

日本経済は一部に明るさが見られるものの、景気低迷の影響は大きく、国や地方の財政は非常に厳しい状態にあります。特に地方交付税や国からの補助金・負担金などが国の構造改革により削減されています。

一方で、複雑・多岐にわたる住民ニーズへの対応、国際化や高度情報化に対応したまちづくり、利便性や快適環境の創造といった新しいまちづくりの課題に対応する必要が増してきています。

そのため、合併により業務の効率化や経常的経費の削減を図るなど、財政基盤を強化する必要があります。

2 新市建設に向けた主要課題

1市1町の現況や合併の必要性、住民意向を踏まえ、新市建設に向けた主要課題を設定します。

(1) 都市基盤の整備

1市1町は、茨城県の南西部に位置する地域であり、生活行動圏域としてもつくば方面や東京・千葉方面との結びつきが強いという特徴があります。

こうしたことから、首都圏中央連絡自動車道や国道294号4車線化などの広域幹線道路整備を促進するとともに、近隣市町村と連絡する道路の整備が必要です。

また、新市としての一体性を図るための道路計画が必要になります。生活道路については、地域の実情に対応した整備が課題となっています。

公共交通については、つくばエクスプレスを利用するための利便性の向上などの取り組みが課題です。

(2) 生活環境

近年、地域の安全や下水道など身近な生活環境の整備に対する要望が強くなっています。

そのため、防災・防犯・交通安全などの対策を進めるとともに、公共下水道やごみ処理などの生活環境整備対策が重要です。また、首都圏近郊緑地保全区域⁵茨城県自然環境保全区域指定などの条件をいかし、公園・緑地の整備、水と緑豊かで潤いのある環境の保全・創造などに取り組む必要があります。

(3) 保健・医療・福祉

すべての住民が安心して生活できることはまちづくりの基本であり、合併後も重要な課題です。

少子高齢化の進展とともに、医療・福祉サービスの重要度はますます高まっています。

こうした視点から、高齢者福祉や障がい者福祉、保健・医療の充実が必要です。

さらに、若い世代にも魅力あるまちとなるためには、子育て支援などの少子化対策を重視する必要があります。

(4) 教育・文化・スポーツ

1市1町は、それぞれ独自の文化活動があり、今後は新市としての文化活動の交流を進め、互いの歴史や文化を学び合うことが必要です。

学校施設については、今後耐震性の向上や地域の均衡ある発展を図るための整備が必要です。

また、通学区域については、施設の効率的利用とともに、それぞれの地域性にも配慮した総合的な検討が必要です。

さらに、新市としての文化・スポーツ・レクリエーション拠点は、現有施設の有効利用や役割分担を含め、そのあり方を検討する必要があります。

⁵首都圏の近郊緑地保全区域：首都圏近郊緑地保全法により、首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）の近郊緑地について、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。利根川・菅生沼地域が指定されている。

(5) 産業・経済

1市1町は、つくば市と東京の間に位置し広域連携拠点都市に近接しています。農業については、基盤整備などによる生産性の向上や、大消費地に近いという利便性をいかせる取り組みが必要です。

商業では、周辺都市の大型商業施設との競合に対応する必要があります。

工業の振興では、広域道路網の整備やつくばエクスプレス開業、研究開発機能に近いという立地性をいかした企業誘致が課題です。

観光では、歴史・遺産などを中心に緑豊かで手近な観光スポットとしてのネットワーク化を図ると共にそのPRにはフィルムコミッション（FC）⁶の活動を有効に活用することが必要です。

(6) コミュニティ・住民自治

住民の生活圏が広域化し、行政のサービスエリアが大きくなる一方で、住民サービスはよりきめ細やかな対応が必要です。そのため、公共的なサービスばかりでなく、住民主体のサービスや行政との共同事業による柔軟なサービス提供などが課題となります。

こうした取り組みは、住民の生活実感における必要性から出発するものであり住民が主役のまちづくりです。具体的には行政と住民の協働事業のルール作りやNPO⁷等への支援、男女共同参画などの取り組みを通し、継続性の高い住民事業を育成することが必要です。

(7) 行財政

市町村合併によって、1市1町が行ってきた行政施策について、成果重視の効率的運営を工夫する必要があります。また、厳しい財政状況の中で、行政組織の再編強化を図るとともに、専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成、電子自治体の構築、効率的行財政運営を進めることが重要です。

⁶ フィルムコミッション（FC）：映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関のこと。

⁷ NPO：Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体等の「非営利組織」を広く指す。株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

第 4 章

主要指標の見通し

第4章 主要指標の見通し

1 総人口の推計

常総市の総人口は、平成37年には59,333人となることが予測され、平成22年に比べ約6,000人が減少すると見込まれます。

■人口の動向と推計

単位：人

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
常総市	66,029	66,245	66,536	65,320	63,579

区分	平成32年	平成37年
常総市	61,606	59,333

注：平成22年までは現況、平成27年以降は推計値

注：推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より引用

2 世帯数の推計

常総市の世帯数は、核家族化や一人暮らし世帯などが増えている傾向にあることから、今後も増加すると見込まれます。

逆に、核家族化や一人暮らし世帯などの増加に伴い、一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

その結果、平成37年の世帯数は、21,616世帯、一世帯の人員は2.69人になると見込まれます。

■世帯数の動向と推計

単位：人、世帯、人／世帯

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	66,029	66,245	66,536	65,320	63,579
世帯数	18,228	19,161	20,335	20,648	20,966
一世帯あたり人員	3.6	3.42	3.23	3.11	2.98

区分	平成32年	平成37年
総人口	61,606	59,333
世帯数	21,289	21,616
一世帯あたり人員	2.84	2.69

注：平成22年までは現況、平成27年以降は推計値

注：総人口は施設世帯人員を含む。

注：世帯数は一般世帯のみで、施設等世帯数は除く。

3 年齢別人口の推計

年齢別人口をみると、少子化の影響を受け、年少人口は減少すると見込まれます。逆に老年人口は急増すると見込まれ、平成37年には常総市の総人口の約31.4%が65歳以上の高齢者になると見込まれます。

■年齢別人口の動向と推計

単位：人，%

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	66,029	66,245	66,536	65,320	63,579
年少人口	10,795	9,905	9,340	8,873	8,135
構成比	16.3	15.0	14.0	13.6	12.8
生産年齢人口	44,378	43,998	43,577	41,425	38,341
構成比	67.2	66.5	65.5	63.4	60.3
老年人口	10,852	12,283	13,603	15,021	17,103
構成比	16.4	18.6	20.4	23.0	26.9

区 分	平成 32 年	平成 37 年
総人口	61,606	59,333
年少人口	7,333	6,647
構成比	11.9	11.2
生産年齢人口	35,816	34,052
構成比	58.1	57.4
老年人口	18,457	18,634
構成比	30.0	31.4

注：平成 22 年までは現況，平成 27 年以降は推計値

注：総数には年齢不詳を含む。年齢別割合は、総数から不詳を除いて算出。

4 就業人口の推計

就業者数は、今後は総人口の減少に伴い、減少すると見込まれます。

産業別人口の割合で見ると、第1次産業は、すでに高齢化していることから今後とも減少傾向にあります。第2次産業、第3次産業については、若干の増加が見込まれます。

■産業別就業者数の動向と推計

単位：人，%

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		66,029	66,245	66,536	65,320	63,579
就業者数		35,487	35,026	34,698	32,561	31,693
就業者割合		53.7	52.9	52.1	49.8	49.8
第1次産業	人数	3,047	2,348	2,170	1,908	1,817
	割合	8.6	6.7	6.3	5.9	5.7
第2次産業	人数	16,083	15,354	13,836	12,319	12,447
	割合	45.3	43.8	39.9	37.8	39.3
第3次産業	人数	16,237	17,230	18,353	17,249	17,429
	割合	45.8	49.2	52.9	53.0	55.0

区 分		平成32年	平成37年
総人口		61,606	59,333
就業者数		30,710	29,577
就業者割合		49.8	49.8
第1次産業	人数	1,381	951
	割合	4.5	3.2
第2次産業	人数	12,219	11,926
	割合	39.8	40.3
第3次産業	人数	17,110	16,700
	割合	55.7	56.5

注：平成22年までは現況，平成27年以降は推計値

注：産業別人口と割合は、平成17年までは旧産業分類により、平成22年以降は新産業分類による。

第 5 章

新市建設の基本方針

第5章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

(1) 基本理念

- 1 環境と共生するまちづくり（うるおい・安全）
- 2 すこやかに暮らせるまちづくり（やすらぎ・ふれあい）
- 3 地域の特色を生かしたまちづくり（活力・創造・文化）

(2) 将来都市像

健やかに ひとを育み
みどり豊かな まちづくり じょうそう
～地域協働によりまちづくり推進力を強めます～

常総市が直面している様々な地域課題の着実な解消を市民とともに図りながら、将来に向けた新しいまちづくりをめざすため、水とみどりの豊かな環境を生かし、常総市を担う子どもたちを育み、健やかに暮らせるまちづくりを進めていきます。

2 新市建設の基本方針

(1) 都市基盤の整備（潤いのある快適なまちづくり）

首都圏中央連絡自動車道や広域幹線道路の整備が進められているなか、常総市は、つくば市など近隣市町村と連絡する主要地方道や新市としての一体性を図るための道路整備を進めます。なお、つくば下総広域農道については平成24年度に開通しました。

公共交通については、関東鉄道常総線の近代化の促進と、住民交流を図るための総合的な交通体系の構築を進めます。

(2) 生活環境の整備（安全で安らぎのあるまちづくり）

防災・防犯・交通安全などの対策や、公共下水道、ごみ処理などの生活環境対策を進めます。

菅生沼や鬼怒川・小貝川などの水と緑の環境をいかした、公園・緑地の整備、水と緑豊かで潤いのある環境の保全・創造を進めます。

(3) 保健・医療・福祉の充実（健やかで幸福を分かち合うまちづくり）

すべての住民が安心してすこやかに生活できることをまちづくりの基本として高齢者福祉や障がい者福祉の充実、健康づくりや保健・医療対策の推進、子育て支援などの少子化対策の推進を図ります。

(4) 教育・文化・スポーツの振興（豊かな人間性を育むまちづくり）

学校施設については、耐震性を高めるとともに老朽化対策など教育環境の整備を進めます。また、通学区域については、通学距離や地域性に配慮した検討を進めます。

文化・スポーツ・レクリエーション拠点施設については、現有施設の有効利用や役割分担を含め、そのあり方を検討します。さらに、文化活動の交流を進め、互いの歴史や文化を学び合うまちづくりを進めます。

(5) 産業の振興・経済の発展（豊かにのびるまちづくり）

農業については、大消費地に近いという利便性をいかせるよう、ブランド化や直販体制の強化などを支援します。

商業については、既存商店街の活性化を支援するとともに、幹線道路沿線での商業施設の立地誘導を促進します。

工業の振興では、広域道路網整備やつくばエクスプレス、研究開発機能に近い都市イメージをいかした企業誘致を進めます。

観光では、歴史・文化資源を有効に活用しながら、観光スポットとしてのネットワーク化を図ります。

観光PR手段として、フィルムコミッション(F C)の活動を有効に活用します。

(6) コミュニティ・住民自治（市民と歩むまちづくり）

男女共同参画の推進や、自治会やボランティア団体等が行う自主活動の支援により住民が主役のまちづくりを進めます。

(7) 行財政運営（市民と歩むまちづくり）

行政評価制度⁸の確立により成果重視の行財政運営の定着化を図ります。また、厳しい財政状況の中で、職員の適正配置，職員給与の適正化及び行政組織の再編強化を図るとともに，専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成，電子自治体の構築などを通して，効率的行財政運営を図り，住民サービスの向上に努めます。

⁸行政評価制度：行政が市民に提供している様々なサービスについて，具体的な数値目標をたてて取り組み，成果を客観的に評価して，その結果を次の計画や事業の選択，サービスの改善などに反映させることで，行政サービスの継続的な向上を図るという仕組み。

3 地域別整備方針（土地利用構想）

（1）都市核ゾーンの整備

常総市の中核拠点を担う都市核ゾーンとして、水海道駅を中心に形成される市街地とその周辺を想定し、商業・業務・居住の拠点として、街なか居住の促進対策、商店街の活性化や企業・商業立地を促進します。

都市核を補完する副次的な都市核ゾーンとして、石下駅、石下庁舎や総合福祉センター周辺の市街地を想定し、支所機能の整備など都市核との機能分担を基本に、商業・業務・居住の拠点機能を整備します。

また、地域拠点との機能分担によるネットワークを形成する道路網をはじめとした都市基盤の整備や、生活環境の充実を図ります。

（2）地域拠点ゾーンの整備

水海道地域拠点ゾーンについては、市街化区域及びその周辺と国道 354 号沿線を、石下地域拠点ゾーンについては、篠山及び総合運動公園周辺を想定し、地域交流拠点としての機能向上に努めます。

（3）産業ゾーンの形成

産業ゾーンについては、西部地域産業ゾーンとして、鬼怒川ふれあい道路沿線の大生郷、坂手、内守谷工業団地及び北部、中部、南部工業地区を想定します。

東部産業ゾーンとしては、首都圏中央連絡自動車道及び国道 294 号沿線に広域的な複合型物流拠点などの整備を見込みます。

（4）大規模土地利用型農業ゾーン

市全域に広がる水田地帯については、優良農地として生産性の向上を図りながら、土地利用型農業ゾーンとしての保全活用に努めます。

（5）集落・緑地環境ゾーン

平地林や畑地、集落などがある丘陵地については、豊かで自然をいかした集落環境の整備に努めるとともに、うるおいある環境を保全・活用します。

（6）環境保全ゾーン

首都圏近郊緑地保全区域である菅生沼周辺や十一面山周辺などについては、住民の憩いの場として潤いある水辺環境の保全・活用に努めます。

（7）スポーツ・レクリエーションゾーン

水辺空間や緑地空間をいかした公園、スポーツ関連施設や丘陵地のゴルフ場などを想定します。

（8）幹線道路の整備

幹線道路としては、広域幹線道路や地域幹線道路を位置づけます。

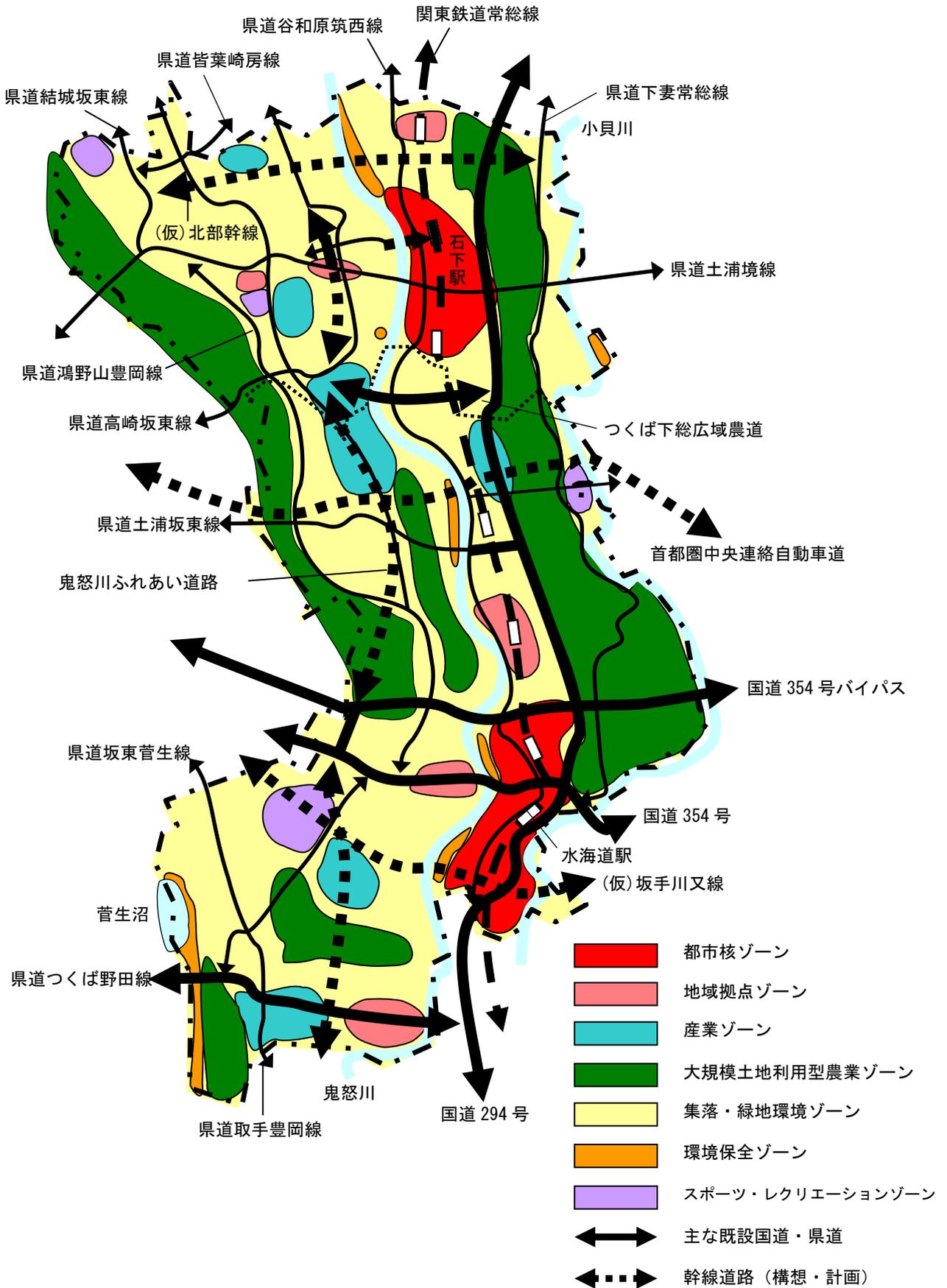
広域幹線道路は常総市と他の地域を結び、常総市の産業活動や住民生活の利便性向上に期待できる道路を想定し、整備促進を要請します。

地域幹線道路については、市内での住民の速やかな移動を促進し、公共的施設等の有効活用が図れるなど、新市の一体性を高めるための道路を想定します。

(9) 公共交通の整備

公共交通網の整備では、新市の連携を高めるための交通手段の充実を図ります。また、つくばエクスプレスを活かした首都圏へのアクセス性が向上するよう、関東鉄道常総線の近代化事業を推進します。

新市土地利用構想図



第 6 章

新市の主要事業

第6章 新市の主要事業

1 新市建設の体系

常総市が、合併後速やかな一体性の確立と地域の魅力あるまちづくり、均衡ある発展、住民福祉の向上を図るため、新市建設の基本方針に基づき、「**健やかにひとを育み みどり豊かな まちづくり じょうそう**」の実現に向けて各種の施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

このため、次のような体系により施策の展開を図ります。

(1) 都市基盤の整備

- ①計画的な土地利用の推進
- ②道路の整備
- ③公共交通の整備
- ④都市核・地域拠点ゾーンの整備
- ⑤河川等の整備
- ⑥地域情報通信基盤の整備

(2) 生活環境の整備

- ①環境に配慮したまちづくり
- ②公園・緑地の整備
- ③消防・防災対策
- ④防犯・交通安全対策
- ⑤上水道の整備
- ⑥公共下水道・都市下水路・農業集落排水施設等の整備
- ⑦ごみ処理対策
- ⑧住宅対策

(3) 保健・医療・福祉の充実

- ①高齢者福祉
- ②障がい者福祉
- ③子育て支援
- ④地域福祉
- ⑤社会保障
- ⑥健康づくり
- ⑦医療

(4) 教育・文化・スポーツ

- ①就学前教育
- ②義務教育
- ③大学等高等教育
- ④生涯学習
- ⑤スポーツ・レクリエーション
- ⑥地域文化・文化財
- ⑦青少年の育成

(5) 産業・経済の振興

- ①農業
- ②工業
- ③商業
- ④観光
- ⑤消費生活

(6) コミュニティ・住民自治

- ①住民活動への支援
- ②広報・広聴
- ③男女共同参画の推進
- ④地域交流・国際交流
- ⑤人権の尊重

(7) 行財政運営

- ①行財政運営
- ②広域行政

2 分野別主要事業

(1) 都市基盤の整備

【基本方針】

- ◆首都圏における近郊整備地帯として、水と緑の環境保全に配慮しながら計画的な土地利用を進めます。
- ◆広域幹線道路の整備を促進するとともに、近接する業務核都市との連携を強化するための道路整備、新市としての一体性を図るための都市計画道路等の整備、さらに、生活の利便性と安全を確保するための生活道路の整備を進めます。
- ◆常総市の一体性の確保と住民交流を図るため、鉄道やバスなど公共交通の利便性の確保に努めます。
- ◆都市核ゾーンについては、市街地の整備と活性化対策を進めながら都市機能の強化を図ります。また、地域拠点については、生活道路等の整備を進めるとともに商業機能などの強化に努めます。
- ◆水害を防止するための河川等の整備を進めます。
- ◆常総市の魅力を高めるために情報通信基盤の整備を促進します。

【施策の方向】

①計画的な土地利用の推進

計画的な市街地の整備と緑地の保全を進めるため、土地利用に関する情報の集積と活用を進めます。また、都市計画マスタープランなど新市の一体的な整備に関する計画づくりを進め、計画的な開発・整備や土地利用に関する適正な規制・誘導を進めます。

②道路の整備

常総市としての一体性の確保と広域的な道路ネットワークの充実を図るため、首都圏中央連絡自動車道の整備を促進するとともに、国道294号の整備、さらに県道などの幹線道路の整備を促進します。また、これらを補完する都市計画道路等の整備については、関係機関と協議しながら整備を進めます。生活道路については、市民生活の基盤として計画的な整備に努めます。

③公共交通の整備

住民の交流と市内の移動の円滑化を促進するため、鉄道・バスなどの民間の公共交通機関の利用促進と市で運行する予約型乗合交通を含めた、総合的な交通体系を構築し住民の利便性の確保に努めます。

また、関東鉄道常総線の近代化を促進するとともに、つくばエクスプレスへの連絡の利便性向上を関係機関に要請します。

④都市核・地域拠点ゾーンの整備

常総市の拠点となる水海道駅周辺市街地については、中心商店街の活性化を促進するとともに、水海道南地区の開発を推進し、商業・業務・居住機能・道路等の都市基盤の整備をし、新市の拠点機能をもつ魅力あふれる市街地形成を目指します。

また、石下駅周辺市街地については、中心商店街の活性化を促進するとともに、

石下庁舎周辺においては、福祉保健施設等の充実や教育施設等の整備を進めます。

そして、地域拠点となる市街地については、住宅系市街地として生活基盤となる道路等の整備を図るとともに、生活拠点としての商業機能等の強化を促進します。

さらに、平成27年に予定されている圏央道県内区間の全線開通により、産業系の土地需要が飛躍的に高まることが予想されるため、新たな拠点として圏央道常総 I C 周辺の整備を推進します。

⑤河川等の整備

水害からの安全性の確保を図るため、河川等の改修を促進し、防災機能の強化に努めます。

また、菅生沼や鬼怒川・小貝川などについては、水辺環境に配慮した整備事業を促進し、安全で親しみやすい河川環境の創造を図ります。

⑥地域情報通信基盤の整備

高度情報化社会における環境を等しく享受でき、居住地としての魅力向上を図るため、情報通信基盤の整備を促進します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの策定 ○景観に配慮した市街地の整備・形成 ○地籍調査事業
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備 ○都市計画道路の整備 ○広域営農団地農道整備事業(つくば下総地区)関連道路の整備 ○生活道路の整備 ○鬼怒川ふれあい道路の整備(都市計画決定路線) ○(仮)北部幹線道路の整備 ○(仮)坂手川又線の整備
公共交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○関東鉄道常総線の近代化の促進 ○路線バスの充実 ○持続可能で、利便性の高い交通手段の確保
都市核・地域拠点ゾーンの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地活性化事業 ○水海道南地区開発 ○石下庁舎・水海道庁舎の建設 ○圏央道常総 I C 周辺整備事業
地域情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信基盤の整備促進 ○情報提供システムの整備

【県事業】

施策名	主要事業の概要
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国道294号4車線化整備事業 ○一般県道土浦坂東線整備事業 ○一般県道高崎坂東線整備事業 ○広域営農団地農道整備事業（つくば下総地区） ○都市計画道路「石下駅中沼線」街路整備事業 （石下橋架け替え含む）
河川等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○飯沼川ふるさとの川整備事業 ○八間堀川河川改修事業

(2) 生活環境の整備

【基本方針】

- ◆菅生沼や鬼怒川・小貝川などの水辺環境，台地部に残る里山など水と緑に囲まれた自然環境を保全するため，多様な動植物の生息環境に配慮したまちづくりを進めるとともに，身近な緑の創出に努めます。
- ◆市民及び首都圏住民の憩いの場として，水と緑の環境をいかした公園・緑地の整備・充実に努めます。
- ◆災害に強いまちの実現をめざし，消防・防災対策を推進します。
- ◆安心して住めるまちづくりのため，防犯・交通安全対策の推進に努めます。
- ◆安全な飲料水を供給するため，上水道施設の充実に努めます。
- ◆快適な生活環境の確保と公共用水域の水質を保全するため，生活排水ベストプラン⁹に基づき，公共下水道，都市下水路，農業集落排水施設等の整備事業を推進します。
- ◆資源循環型社会の形成を目指し，ごみの減量化，再利用，再資源化を促進するとともに，排出されたごみの適正処理を進めます。
- ◆住みやすく，質の高い住宅環境の確保に努めます。

【施策の方向】

①環境に配慮したまちづくり

常総市は，菅生沼や鬼怒川・小貝川など水辺環境，台地部の里山などの水と緑に囲まれた自然環境を有しています。

都心から近く，水と緑の環境が残された地域であるという条件をいかし，生態系に配慮したまちづくりを進めます。

特に，市民の憩いと交流の場，子どもたちの学習環境としての活用を図ります。

また，道路整備や河川改修，農業基盤整備などにあたってこうした環境に配慮した工法の導入を促進します。

②公園・緑地の整備

常総市には，水辺環境をいかした公園や運動公園などがあります。こうした公園等は，市民の交流や憩いの場，スポーツ・レクリエーションの場として活用されており，今後ともその充実に努めます。

③消防・防災対策

市民の生命や財産を守り，安心して住める新市をつくるため，災害時の連絡網となる防災行政無線の整備などの予防体制の充実に努めるとともに，災害時の防災拠点機能の強化に努めます。

消防体制については，水海道地区が常総地方広域市町村圏事務組合，石下地区が茨城西南地方広域市町村圏事務組合の管轄になっており，消防・救急出動における指揮命令等を一本化するため，常備消防の一元化を進めます。

⁹生活排水ベストプラン：茨城県の污水处理施設の整備については，下水道事業，農業集落排水事業，合併処理浄化槽整備事業により実施されている。県では，平成7年度に，これらの施設整備をより一層効率的かつ一体的に推進するためのマスタープランとして「生活排水ベストプラン」を策定し，これに基づいて各種事業を推進している。本計画は平成21年度に改定が行われており，計画の目標については，平成27年度で生活排水処理総合普及率88%，平成37年度で整備完了を目指すこととしている。

今後、消防の体制強化を促進するとともに、地域団体と連携して地域の消防施設の充実を図ります。また、消防団をはじめとした地域の防災組織の強化に努めます。さらに、救急救命士の育成など広域消防との連携を強化し、救急業務の高度化を促進します。

④防犯・交通安全対策

地域の安全の確保を図るため、防犯灯などの整備や防犯意識の啓発、犯罪情報の提供などに努めながら、地域住民が参加した防犯活動を推進します。また、道路整備などと連携しながら交通安全施設の整備を進めるとともに、子どもから高齢者までの交通安全教育を推進します。

⑤上水道の整備

安全な飲料水を供給するため、未給水区域の解消に努めるとともに、水道事業経営の合理化に努めます。

⑥公共下水道・都市下水路・農業集落排水施設等の整備

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、生活排水ベストプランに基づき、地域特性を踏まえ、計画的かつ効率的に公共下水道事業や都市下水路、農業集落排水施設の整備ならびに合併処理浄化槽の設置促進を進めます。

⑦ごみ処理対策

ごみ処理については、それぞれ、常総地方広域市町村圏事務組合の常総環境センター、下妻地方広域事務組合のクリーンポートきぬで行っていますが、今後は一元化に努めるとともに、適正なごみ処理を進めます。また、ごみの排出量の増加に対応し、減量化が求められていることから、排出量の抑制を進めるとともに、再利用・再資源化を図るための施設整備を促進します。

⑧住宅対策

質の高い住宅の供給促進を図り、だれもが安心してすこやかに住めるまちづくりを推進します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
環境に配慮したまちづくり	○水辺空間の整備・環境保全 ○平地林の保全活用
公園・緑地の整備	○（仮）さくら公園整備 ○十一面山平地林保全整備事業
消防・防災対策	○消防施設の整備 ○防災行政無線の整備

防犯・交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の安全についての啓発 ○住民参加の防犯活動の促進 ○交通安全施設の整備
上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○配水管整備事業 ○施設改修事業 ○老朽管更新
公共下水道・都市下水路・農業集落排水施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備 ○浄化センターの機能強化 ○都市下水路の整備 ○農業集落排水施設の整備 ○農業集落排水施設の維持管理 ○合併処理浄化槽の設置促進
ごみ処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設の改修（広域） ○ごみ減量化・再資源化事業の推進
住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ○地区計画等による美しいまち並景観の形成

【県事業】

施策名	主要事業の概要
流域下水道の整備	○鬼怒小貝流域下水道事業

(3) 保健・医療・福祉の充実

【基本方針】

- ◆高齢者の健康づくりや生きがい対策を推進するとともに、介護予防事業の推進を図ります。
- ◆障がいがあっても地域で暮らすことができる支援体制の整備に努めます。
- ◆新しいまちで安心して子育てができるような、支援体制の整備に努めます。
- ◆住民が地域福祉の担い手となる福祉風土の醸成と地域福祉活動への支援を進めます。
- ◆医療や介護サービスを上手に利用し、安心してすこやかに暮らせる社会保障制度の推進に努めます。
- ◆すべての市民が、日常的に健康づくりに関心をもち、活動するための健康診査事業の充実や健康相談・指導の推進を図ります。
- ◆身近な地域で安心して医療が受けられるよう、医療機関相互の連携体制づくりの促進に努めます。

【施策の方向】

①高齢者福祉

高齢者が要介護状態になることを防止するため、介護予防事業を進めるとともに高齢者がその意欲や能力をいかし積極的に社会参加できるよう支援します。

②障がい者福祉

障がいのある市民も共に暮らせる社会の形成を目指し、地域社会の理解促進を図るとともに、支援制度を活用しながら、地域生活支援を進めます。

さらに、地域生活が困難な障がい者の生活の場として入所施設の確保に努めます。

③子育て支援

少子化傾向が顕著になるなかで、次世代の育成を目指し、地域全体で子育てを支援する社会づくりが求められています。

こうしたことから、保育施設や児童館など子育て支援施設の計画的整備に努めるとともに、放課後児童クラブの拡充を図ります。

④地域福祉

福祉ニーズの多様化に対応するためには、迅速で柔軟なサービスが必要であり公的なサービスの充実を図るとともに、社会福祉協議会などを中心として、住民の福祉意識の啓発に努めながら、NPOやボランティアなど住民による主体的な福祉活動を支援します。

⑤社会保障

農業者や自営業者と年金受給者等の重要な医療保障制度である、国民健康保険事業については健康づくりと連携し、医療費の適正化に努めるとともに、保険税の収納率向上を図り、事業の健全な運営を進めます。

なお、「持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革の推進に関する法律」に基づく措置により保険者が変更された場合は、変更後の役割を積極的に果

たします。

介護保険制度については、要介護高齢者の生活の安定と家族介護者の介護負担の軽減を図る上で重要な役割を果たしており、今後とも制度の健全な運営を図るとともに、介護サービス基盤の整備を促進します。

生活保護については、低所得者福祉の根幹となるものであり、制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化等により対象者の自立を促進します。

⑥健康づくり

生涯を健康に過ごし、健康に老いることは市民の願いであり、各種健康診査事業やがん検診、母子保健事業などを推進します。

特に、「健康日本21計画」¹⁰の策定を通じて、全年齢を通じた食生活改善や休養、運動などにより、生活習慣病の予防に努めます。

⑦医療

市民が迅速かつ的確な医療が受けられるよう、医療機関の誘致等に努めるとともに地域の医療機関や周辺地域の高度医療機関との連携強化を促進します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
高齢者福祉	○介護予防・生きがい対策事業の推進 ○サービス提供体制の強化
障がい者福祉	○障がい者施設の整備（広域） ○地域生活支援体制の強化
子育て支援	○保育施設の整備 ○児童館の整備 ○放課後児童クラブの充実
地域福祉	○地域福祉計画の作成 ○地域福祉活動の促進
社会保障	○国民健康保険事業 ○老人保健事業 ○介護保険事業 ○生活保護
健康づくり	○健康日本21計画の策定 ○各種健（検）診事業の推進 ○健康づくり事業の推進

¹⁰健康日本21計画：「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（平成12年3月策定）に基づき、健康づくり運動を効果的に推進するため、各地域の実情に応じた健康づくりの推進に関する地方計画のことで、がん、心臓病、糖尿病等の生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題を選定し、それらの課題について具体的な数値目標等を設定すること等により、関係機関等をはじめとして、健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを促そうとするもの。

(4) 教育・文化・スポーツ

【基本方針】

- ◆子どもの健やかな成長を促すため、幼稚園など就学前教育の環境整備を進めます。
- ◆施設の安全性や地域均衡，児童・生徒数の見通しに配慮しながら，学校施設の整備を進めます。
- ◆通学距離や地域性に配慮した通学区域を検討します。
- ◆地域の文化活動の交流を促進するとともに，互いの歴史や文化を学び合う機会を提供するための施設確保に努めます。
- ◆住民の豊かな交流と健康づくりを促進するため，スポーツ・レクリエーション拠点施設の充実に努めます。
- ◆地域の歴史や文化財をいかしたまちづくりの推進を図ります。
- ◆次代を担う青少年の能力と意欲をいかした活動を促進します。

【施策の方向】

①就学前教育

就学前教育は，子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む上で重要な役割を担っています。特に，幼稚園は就学前教育の拠点であるとともに，地域での子育て支援の拠点としても期待されています。

幼稚園については，民営化も勘案しつつ，老朽化に対応した施設の統合や整備を進めます。

②義務教育

小・中学校における義務教育は，子どもたちが基礎的な学力を身につけ，生きる力を育む場であり，すべての子どもたちが安全な環境の中で学習できるよう施設の実情に対応しながら計画的な整備に努めます。

通学区域については，通学距離や施設配置，地域住民の意見等を勘案しながら見直しを検討します。

教育内容については，基礎学力を基本として，地域の環境や資源を活用した教育や子どもの理解度に対応した教育を推進します。

さらに，不登校への対応など様々な教育問題に対応するため，家庭と学校，地域社会との連携を図りながら，教育相談等の充実に努めます。

③大学等高等教育

公共交通網の充実の効果やつくば市に隣接しているという条件をいかし，地域の魅力を高めるため，大学や専門学校など新たな高等教育機関の設置を促進します。

④生涯学習

市民の間では，すでに様々な地域に根ざした学習活動の実績があります。合併を機に今後こうした活動の交流を促進するとともに，交流・活動の拠点となる施設の

充実を図ります。

図書館については、機能強化に努め、学習環境の充実を図ります。

さらに、地域の自然、歴史、文化的資源などを有効に活用した学習活動の活性化を促進します。

⑤スポーツ・レクリエーション

健康意識の高まりや生きがいある生活への要求から、スポーツ・レクリエーション需要が高まっています。

常総市には、スポーツ・レクリエーション拠点があり、これらを有効に活用するとともに、施設の充実を図りながら、市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

⑥地域文化・文化財

地域には、坂野家住宅や長塚節の生家などの歴史的建造物や伝統的な民俗文化財などが残されています。これらを市の資源として、保全するとともに、地域の活性化のために有効活用を図ります。

⑦青少年の育成

地域の若い世代が、地域の良さを見直しながら、文化・スポーツ・ボランティア活動などに積極的に参加できるよう、活動機会の充実を促進するとともに、組織の育成を通じて、自主的な活動への発展を支援します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
就学前教育	○幼稚園施設の整備・統合
義務教育	○小・中学校施設の整備 ○学校給食センター整備
大学等高等教育	○大学等教育機関の誘致
生涯学習	○文化学習拠点施設等の充実 ○文化祭等の充実 ○学習・文化活動支援
スポーツ・レクリエーション	○スポーツイベントの開催 ○スポーツ施設の拡張・整備 ○総合型地域スポーツクラブの育成支援
地域文化・文化財	○指定文化財保存修理事業 ○文化財の保存活用

(5) 産業・経済の振興

【基本方針】

- ◆農産物のブランド化や直販体制の強化とそれらを可能にする農業基盤の整備を図ります。また、大消費地に近いという近郊整備地帯の特色をいかし、気軽に農業体験などができる都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進を図ります。
- ◆工業振興の基盤となる道路整備や、研究開発機関をいかした技術交流を進めます。
- ◆既存商店街の活性化を支援するとともに、幹線道路沿線などへの商業施設の立地誘導を図ります。
- ◆歴史・文化資源を有効に活用した観光スポットのネットワーク化を図ります。また、フィルムコミッション（F C）の活動を活用するなど観光PRを進めます。
- ◆安心できる消費生活への対応を推進します。

【施策の方向】

①農業

田園地帯における基幹産業である米を中心とした農業については、生産性の向上や経営体の育成、農地の荒廃を防止し農地の流動化を促進するための基盤整備を進めます。

また、大消費地に近いという条件をいかし、園芸作物の振興を図るとともに都市農村交流（グリーン・ツーリズム）を通じて消費の拡大を促進します。

②工業

工業については、常総市の工業地域の物流基盤を強化する幹線道路等の整備や広域的な複合型物流拠点の整備を促進します。

また、公共交通機能をいかすとともに、職業能力開発促進センターや隣接するつくばの研究機関との連携を図り、工業の振興、企業立地、雇用の創出を促進します。

③商業

商店街の活性化を図るため、国や県の各種支援制度の活用などによる事業者の経営の基盤強化と安定化への支援を進めるとともに、幹線道路沿線や生活拠点地域への商業施設の立地誘導を促進します。

④観光

地域の歴史や文化をいかした観光事業を推進するとともに、フィルムコミッション（F C）と連携した観光PR、及び周辺地域を含む広域的な観光資源のネットワーク化を進めます。

⑤消費生活

消費生活に関する問題の多様化に対応するため、若年層から高齢者まで各年齢層

に合わせた体系的な消費者教育を推進するとともに、各種機関と連携を図りながら情報提供や相談、各種講座による啓発活動の充実を図ります。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○水田農業構造改革対策 ○農道整備事業 ○ブランド産地育成推進対策事業 ○買ってもらえる米づくり産地育成支援事業 ○いばらきの園芸産地改革支援事業 ○都市農村交流（グリーン・ツーリズム）の推進
工業	<ul style="list-style-type: none"> ○工業基盤の整備促進 ○企業の立地誘導の推進
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○タウンマネージメント（TMO）事業¹¹の支援 ○商業施設の立地誘導
観光	<ul style="list-style-type: none"> ○観光イベントの推進 ○フィルムコミッション（FC） ○観光資源のネットワーク化及びPR
消費生活	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者教育の推進 ○消費生活に関する相談・啓発

¹¹ タウンマネージメント（TMO）事業：平成10年7月に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき策定された「中心市街地活性化基本計画」の中で位置づけられた商業等の活性化を担う組織が行う事業のこと。TMOは、Town Management Organizationの略。商店街団体や市民団体、行政機関など様々な団体のソフト事業をコーディネートし、商業活性化施策の中核となる組織。まちづくり公社やまちづくり会社（3セク）、まちづくり株式会社（純民間）、商工会、商店街振興組合、事業協同組合などが想定されている。事業としては、空き店舗対策となるテナントミックス事業や駐車場対策、共同店舗などが考えられる。

【県事業】

施策名	主要事業の概要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○広域営農団地農道整備事業（つくば下総地区）再掲 ○田園空間整備事業（利根下総地区） ○地盤沈下対策事業（飯沼地区） ○地盤沈下対策事業（南総上流地区） ○ため池等整備事業（砂沼地区） ○湛水防除事業（菅生沼2期地区） ○湛水防除事業（入沼2期地区） ○かんがい排水事業（霞ヶ浦用水3期地区） ○かんがい排水事業（大花羽地区） ○かんがい排水事業（入沼上流地区） ○かんがい排水事業（本石下地区） ○畑地帯総合整備事業（菅生地区）

(6) コミュニティ・住民自治

【基本方針】

- ◆行政と住民が協働したまちづくりを進めるため、協働に関する意識の啓発を進めます。
- ◆NPOなど住民の意欲と活力をいかした自主活動を支援します。
- ◆あらゆる分野に女性が参画する男女共同参画社会の形成に努めます。
- ◆都心の住民や地域の住民との交流の促進による相互援助体制の強化を図ります。
- ◆住民の国際性を育むための国際交流を推進します。
- ◆人権を尊重し合う、住みよいまちづくりを進めます。

【施策の方向】

①住民活動への支援

市民ニーズの多様化に対応し、地域住民の自主的・主体的な活動を促進するため市民のまちづくりへの参加意識の啓発を進めるとともに、市民参画の機会の拡充を図ります。

また、自治会や町内会などの地域組織の活動を促進するとともに、NPOなど市民の自主的な活動組織を支援します。

②広報・広聴

行政の説明責任を果たすと同時に、まちづくりへの市民参加を促進するため、広報紙の紙面やホームページの内容の充実などを通じて市民への情報提供を図ります。また、市民と連携・協働したまちづくりの基本として、市民の意見を取り入れるための懇談会等の機会を確保するとともに、インターネットなどを活用した広聴体制の充実を図ります。

③男女共同参画の推進

男女が社会の対等な一員として、さまざまな分野に参画し、共にそのもてる能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。

そのため、啓発事業を進めるとともに、まちづくりへの参画機会の確保、女性団体交流や育成、各種相談事業などを進めます。

④地域交流・国際交流

住民間の相互理解を図るための交流活動を促進します。また、地域資源をいかした地域間交流を進め、地域の活性化を図るとともに、国際交流を通じて、市民の国際理解の促進に努めます。

⑤人権の尊重

全ての住民が、まちづくりの担い手として活発に活動できるよう、人権教育及び人権啓発活動を推進します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
住民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設里親制度の推進 ○市民協働型まちづくり条例等制定
広報・広聴	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙・ホームページ等の充実 ○広聴体制の充実 ○住民懇談会の開催
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の啓発 ○女性センターの設置
地域交流・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業 ○地域間交流事業の推進
人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育及び人権啓発活動の推進

(7) 行財政運営

【基本方針】

- ◆成果重視の行財政運営の定着化を図るため、行政評価制度の確立に努めます。
- ◆定員管理計画に基づく職員の適正配置、職員給与の適正化及び行政組織の再編強化を図るとともに、専門職員の確保・育成や組織体制にふさわしい人材の育成、職員資質の向上に努めます。
- ◆行政サービスの電子化と住民生活の利便性向上を図るため、電子自治体の構築を図ります。
- ◆周辺市町村と連携して共通する課題に対応するため、広域行政の推進を図ります。

【施策の方向】

①行財政運営

市民ニーズに対応しながら効率的で効果のある行政サービスを提供するための行財政改革を進めます。

特に、常総市にふさわしい行政評価制度を導入し、効果のある施策・事業を選択するとともに、評価結果について市民への公開を進めます。

また、常総市にふさわしい行政組織機構を整備するとともに、高度化した行政ニーズに対応するための専門的人材の育成、市民サービスの視点に立った職員の資質向上を図ります。

さらに、行政サービスの効率化と市民生活の向上を図るため、行政サービスの電子化や多様な情報提供体制の構築などを中心とした電子自治体の構築に努めます。

庁舎については、市民に親しまれる庁舎として、また、災害時における防災拠点としての機能を兼ね備えた施設として整備を進めます。

②広域行政

ごみ処理や消防、し尿処理、斎場などの広域行政については、一元化検討を進めるとともに、関係する事務組合を構成する自治体との連携を強化します。なお、給食センターについては、平成23年度に一元化を図りました。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要
行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○行政改革の推進 ○行政評価制度の導入 ○公共施設の有効活用 ○電子自治体の構築 ○情報管理提供システムの統合 ○自動交付機設置事業 ○職員研修の充実 ○庁舎の整備
広域行政	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者施設の整備（再掲） ○ごみ処理施設の改修（再掲） ○消防出張所の整備 ○公園整備事業 ○し尿処理施設更新事業

第 7 章

公共的施設の統合整備

第7章 公共的施設の統合整備

【基本方針】

- ◆公共的施設の配置にあたっては、住民ニーズと運営の効率化を勘案しつつ、急激な変化を及ぼさないよう配慮します。
- ◆地域バランスや施設の役割分担、財政状況等を考慮した公共施設の整備に努めます。
- ◆合併効果が最大限に発揮できるよう配慮し、既存の公共的施設の改修・更新を図ります。
- ◆行政改革や市民協働型まちづくりの推進により、住民満足度の向上をめざした既存施設の有効活用と効率的な運営管理に努めます。

【施策の方向】

(1) 新規施設の整備

新しい施設の整備に際しては、住民ニーズの把握、将来展望、機能分担、地域バランス、将来の財政負担を検討した上での整備を図ります。

また、施設整備後の運営や維持管理の体制、費用、活用方法などを検討し、具体的な整備を図ります。

(2) 既存施設の再整備と有効活用

既存の公共施設については、相互の役割分担、統合及び複合化の可能性の検討、効率的な運営方式を検討します。

特に、運営の充実と効率化を図るため指定管理者制度¹²の導入など委託による民間運営を推進します。

庁舎については、平成22年度に建て替えた石下庁舎と現在建て替えを進めている水海道庁舎により、長期的な展望に立った効率的行政運営を図り、住民サービスの向上に努めます。

機能については、従来のサービス水準の維持向上を図るとともに、身近な行政サービス拠点としての提供体制の強化に努めます。

¹² 指定管理者制度：「公の施設」の管理・運営に関して、従来の公共的団体等への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度。指定管理者の範囲には、特に制約を設けず民間事業者も含まれる。

第 8 章

財政計画

第8章 財政計画

【基本方針】

- ◆新市の財政計画は、合併の年度及びそれに続く20か年について、普通会計ベースで作成しています。
- ◆現在、国において地方交付税制度の見直し、補助金制度の見直し、地方への税財源移譲が進められていますが、財政推計にあたっては、現行制度を基本としながら合併に伴う変動要因を踏まえています。
- ◆歳入・歳出それぞれの項目ごとに、過去の実績、経済情勢等を勘案しながら、サービス水準の維持・向上等を図り、合併特例債や合併特例交付金などの国・県の財政支援措置等を有効に活用し、併せて人件費、物件費等の経常経費の削減に努めます。

【歳入の考え方】

(1) 地方税

地方税については、現行の税制度を基本として見込んでいます。特に固定資産税については、評価替えを見込んでいます。

(2) 地方譲与税及び県税等交付金

地方消費税交付金については、平成26年度及び平成27年度に消費税が上がることを考慮して見込んでいます。

また、自動車取得税交付金は平成27年度より廃止されることを考慮し、その他の県税等交付金については平成25年度同様の推移をしていくものとして見込んでいます。

(3) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税算定の特例（合併算定替）終了に伴う減額部分を算定し見込んでいます。

特別交付税については、平成25年度同様に推移するものとして見込んでいます。

(4) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績及び老年人口の推移等を考慮して推計しています。また、特例債事業分を見込んでいます。

(5) 繰入金

基金からの繰入金は合併算定替え最終年度後（平成32年度）から見込んでいます。

(6) 地方債

新市建設計画事業の財源としての合併特例債及び通常債をはじめ、臨時財政対策債の借入れについて見込んでいます。

(7) その他

分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，諸収入，寄付金については，平成 24 年度決算額や平成 25 年度当初予算額と同額で推移していくものとして見込んでいます。

【歳出の考え方】

(1) 人件費

一般職については，前年度の退職者に対する新規採用者の補充を抑制することにより，段階的に経費の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

扶助費については，過去の実績や少子高齢化の影響を勘案しつつ，老年人口の増加等を見込んでいます。

(3) 公債費

公債費については，合併以前の地方債に係る償還予定額に，合併特例債など新たな地方債に係る償還見込み額を見込んでいます。

(4) 物件費

過去の実績を考慮しつつ，消費税増税分の影響や事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 補助費

過去の実績を勘案しつつ一部事務組合等においては，平成 25 年度当初予算額同様に推移するものとして見込んでいます。

(6) 繰出金

繰出金については，過去の実績や収支見通しを勘案し見込んでいます。

(7) 普通建設事業費

新市建設計画事業費のほか，計画事業以外の通常の普通建設事業費を見込んでいます。

(8) その他

維持補修費については，施設等の長寿命化を勘案し，積立金，投資及び出資金，貸付金については，平成 25 年度当初予算とほぼ同額に推移するものとして見込んでいます。

【歳入・歳出計画】

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	9,461	9,446	10,491	10,441	9,296	9,169	9,649	9,093	9,176	9,361	9,185
地方譲与税	719	998	491	472	441	428	417	390	384	384	384
県税等交付金	1,273	1,273	1,092	1,048	998	962	889	841	830	1,299	1,603
地方交付税	2,696	3,120	2,772	2,886	3,347	4,160	4,796	4,684	4,510	3,975	3,176
国庫支出金	1,688	1,708	2,097	1,805	3,334	3,330	3,093	3,101	3,115	2,253	2,116
県支出金	808	935	1,044	1,077	1,129	1,269	1,353	1,634	1,275	1,318	1,326
繰入金	119	231	30	72	291	85	28	0	0	0	0
地方債	1,518	2,122	1,758	1,935	3,035	3,552	3,351	3,197	3,410	2,759	2,768
うち臨時財政対策債	759	685	622	582	904	1,771	1,360	1,331	1,589	1,560	1,532
その他	2,692	1,672	1,916	1,997	1,966	1,777	2,438	2,867	2,112	1,123	1,123
歳入合計	20,974	21,505	21,691	21,733	23,837	24,732	26,014	25,807	24,812	22,472	21,681

区 分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
地方税	9,270	9,355	9,185	9,270	9,355	9,185	9,270	9,355	9,185	9,270
地方譲与税	384	384	384	384	384	384	384	384	384	384
県税等交付金	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559	1,559
地方交付税	3,159	3,098	3,024	2,935	2,856	3,068	3,022	2,967	2,914	2,863
国庫支出金	2,295	2,305	2,400	2,423	2,368	2,383	2,398	2,413	2,428	2,443
県支出金	1,333	1,340	1,348	1,355	1,363	1,370	1,378	1,386	1,393	1,401
繰入金	0	0	0	0	194	243	310	256	388	369
地方債	2,596	2,431	2,846	2,426	2,146	2,120	2,095	2,071	2,373	2,159
うち臨時財政対策債	1,505	1,478	1,451	1,425	1,399	1,374	1,349	1,325	1,301	1,278
その他	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123
歳入合計	21,719	21,595	21,869	21,475	21,348	21,435	21,539	21,514	21,747	21,571

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	4,948	4,894	4,727	4,632	4,510	4,380	4,426	4,008	3,930	3,939	3,901
扶助費	2,157	2,399	2,552	2,597	2,799	3,689	3,858	3,861	4,004	4,024	4,044
公債費	2,389	2,392	2,385	2,501	2,517	2,571	2,814	2,946	3,092	2,831	2,991
物件費	2,704	2,526	2,736	2,486	2,626	2,418	2,566	2,560	2,736	2,670	2,670
補助費	3,494	3,683	3,665	3,754	4,852	3,486	3,376	3,353	2,999	2,897	2,897
繰出金	1,961	1,988	1,928	2,104	2,192	2,547	2,824	2,750	2,833	2,792	2,844
普通建設事業費	2,624	2,840	2,710	2,667	3,373	3,733	3,839	4,335	3,911	3,009	2,024
その他	303	195	287	223	235	844	700	759	647	310	310
歳出合計	20,580	20,917	20,990	20,964	23,104	23,668	24,403	24,572	24,152	22,472	21,681

区 分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
人件費	3,863	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825
扶助費	4,064	4,084	4,105	4,126	4,146	4,167	4,188	4,208	4,230	4,321
公債費	2,758	2,804	2,783	2,712	2,738	2,739	2,754	2,639	2,577	2,434
物件費	2,670	2,664	2,656	2,656	2,656	2,656	2,656	2,656	2,656	2,656
補助費	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877	2,877
繰出金	2,897	2,954	3,012	3,073	3,136	3,201	3,269	3,339	3,412	3,488
普通建設事業費	2,280	2,077	2,301	1,896	1,660	1,660	1,660	1,660	1,860	1,660
その他	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310
歳出合計	21,719	21,595	21,869	21,475	21,348	21,435	21,539	21,514	21,747	21,571

常総市まちづくり計画

平成 17 年 3 月策定
平成 26 年 3 月改訂版（第二版）
茨城県常総市企画部企画課
〒303-8501
茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 2
TEL 0297-23-2111（代）
FAX 0297-23-2161

水海道市・石下町合併協議会
常総市